



# 日本における サステナビリティ報告 2020

2021年6月

—

[home.kpmg/jp/sus](https://home.kpmg/jp/sus)





## CONTENTS

---

<b>エグゼクティブサマリー</b>	<b>2</b>
<b>1 調査概要</b>	<b>3</b>
1-1. 調査の目的および対象	
1-2. 調査の方法	
<b>2 サステナビリティ報告の全般的状況</b>	<b>5</b>
2-1. サステナビリティ情報を開示している企業	
2-2. サステナビリティ情報の開示方法	
2-3. 第三者保証	
2-4. 報告基準の利用	
2-5. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示	
<b>3 個別報告項目</b>	<b>11</b>
3-1. 温室効果ガス排出量に関する開示	
3-2. 水資源に関する開示	
3-3. 人権に関する開示	
3-4. サプライヤー評価	
3-5. ダイバーシティに関する方針	
3-6. SDGsに関する開示	
<b>4 おわりに</b>	<b>19</b>

---



## エグゼクティブサマリー

2021年2月の時点で日経平均株価（以下、日経225）の構成銘柄となっている225社の日本企業が2020年に開示したサステナビリティ情報を対象とし、報告の実態を調査した。主要な調査結果は以下のとおりである。

### サステナビリティ報告の全般的状況

- 223社（99%）が、サステナビリティレポート、統合報告書、ウェブサイトのいずれか1つ以上でサステナビリティ情報を開示している。サステナビリティレポートと統合報告書の両方を発行している企業は49%、サステナビリティレポートは発行していないものの統合報告書を発行している企業が31%、ウェブサイトでのみサステナビリティ情報を開示している企業は4%であった。
- サステナビリティ情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加している。サステナビリティ情報に対して第三者保証を受けた企業は138社（62%）となり、前年から5社（1ポイント）の増加となった。
- GRIスタンダードへの準拠を明確に宣言している企業は38社であり、前年（34社）から増加したものの、まだ少数である。
- 重要課題を最初に明確にした上で、それを起点として目標設定を行い、取り組みや実績を開示するということが日本企業の間でも定着しつつある。重要性の決定プロセスと重要課題を開示する企業は169社となり、開示企業の76%となった。

### 個別報告項目

- 190社（85%）が温室効果ガス排出量の削減目標を開示している。化学、自動車、医薬品、電力・石油・ガス、商社、精密機器、不動産、繊維の8業種で削減目標を開示する企業の割合が100%であったのに対し、サービス（50%）や鉄道・バス（50%）では削減目標を開示している企業の割合が低い。
- 気候変動に伴うリスクをどのように識別、評価、管理しているかについて説明している企業は112社（50%）、気候変動のリスクと機会をもたらす自社の事業、戦略、財務計画への影響を説明している企業は137社（61%）、気候変動のリスクと機会に係る自社のガバナンスについて説明している企業は129社（58%）であり、いずれも前年より大幅に増加した。また、TCFD提言が推奨する「2°Cシナリオなどのさまざまなシナリオ下の影響」を開示している企業は96社（43%）であった。
- 190社（85%）が水使用量を開示しており、82社（37%）は水使用量に関する目標設定を行っている。
- 自社の操業における人権の尊重や保護に関する基本的な方針やコミットメントを表明している企業は203社（91%）と前年から14社増加した。また、「ビジネスと人権に関する指導原則」へ言及している企業は104社（47%）であった。
- 自社における人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業は98社（44%）、モニタリングの結果を開示している企業は46社（21%）であり、前年からそれぞれ増加した。
- サプライヤー行動規範を開示している企業は75%（168社）、サプライヤーに対するアンケート調査やオンサイト調査を実施している企業は61%（135社）と半数を超える一方、サプライヤー調査の結果や是正措置について説明している企業は35%（78社）にとどまっている。
- 203社（91%）はダイバーシティに関する方針を開示している。方針のなかで半数以上の企業が明記している要素としては、性別（96%）、障がい者（85%）、国籍（81%）、年齢（63%）、LGBT等への配慮（59%）が挙げられる。
- 管理職の男女比率（あるいは女性比率）を開示している企業は201社（90%）であり、従業員と新入社員の男女比率を開示している企業はそれぞれ194社（87%）と154社（69%）であった。
- 自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は150社（69%）から183社（82%）へと増加している。また、SDGsに基づく目標を設定している企業は83社（38%）から126社（57%）へと大きく増加し、半数以上の企業がSDGsに基づいて目標を設定し、取り組みを推進している。





## | 1 |

# 調査概要



サステナビリティ報告の動向と課題を明らかにするため、日本を代表する企業【日経225】を対象に調査を行った。本調査は2010年から毎年実施しており、今回が11年目の調査となる。





### 1-1 調査の目的および対象

本調査は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態についてさまざまな角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることを目的として2010年から毎年実施しており、今回が11年目の調査となる。

本調査では、2021年2月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2020年に開示したサステナビリティ情報を対象とした。日経225は全36業種で構成されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の21業種に区分している。

表1 調査対象企業の業種区分

業種区分	会社数	業種区分	会社数
食品	11	建設	9
繊維	4	小売業	7
化学	17	銀行・証券・保険・その他金融	21
医薬品	9	鉄道・バス	8
電力・石油・ガス	7	通信	6
窯業	8	サービス	13
鉄鋼業	4	商社	7
非鉄・金属	11	精密機器	5
機械	15	不動産	5
電気機器	28	その他	20
自動車	10	合計	225

### 1-2 調査の方法

本調査は、前述の調査対象企業が冊子やウェブサイトで公表しているサステナビリティ情報を対象とし、2021年3月から4月の期間で実施した。

本調査における「サステナビリティ情報」の定義は、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスをステークホルダーに報告するために定期的に開示している情報（サステナビリティ情報を主としたウェブページやサステナビリティレポートだけでなく、統合報告書に記載されたサステナビリティ情報を含む）とし、各社のウェブサイト上で、HTML形式やPDF形式で開示されているものを調査対象とした。

なお、本レポートの文中に記載している割合（％）については、特に言及がない場合は分母をサステナビリティ情報を開示している企業（以下、「報告企業」という）の社数（本年調査においては223社）としている。また、割合（％）は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100にならない。



## | 2 |

## サステナビリティ報告 の全般的状況



調査対象とした225社のうち、223社（99%）が、サステナビリティレポート、統合報告書、ウェブサイトのいずれか1つ以上でサステナビリティ情報を開示している。

サステナビリティ情報に信頼性を付与する第三者保証は着実な広がりを見せており、2020年は138社（62%）が第三者保証を受けている。

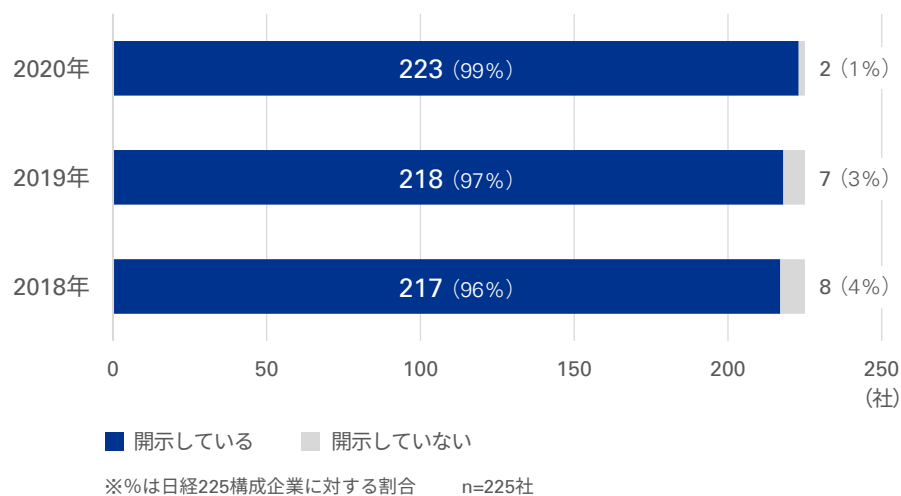




## 2-1 サステナビリティ情報を開示している企業

調査対象とした225社のうち、223社（99%）が、サステナビリティレポート、統合報告書、ウェブサイトのいずれか1つ以上でサステナビリティ情報を開示している（図1）。サステナビリティ情報を開示している企業の割合は、前年の97%から99%に上昇した。サステナビリティ情報の開示は日本企業の間ですでに定着したと言える。

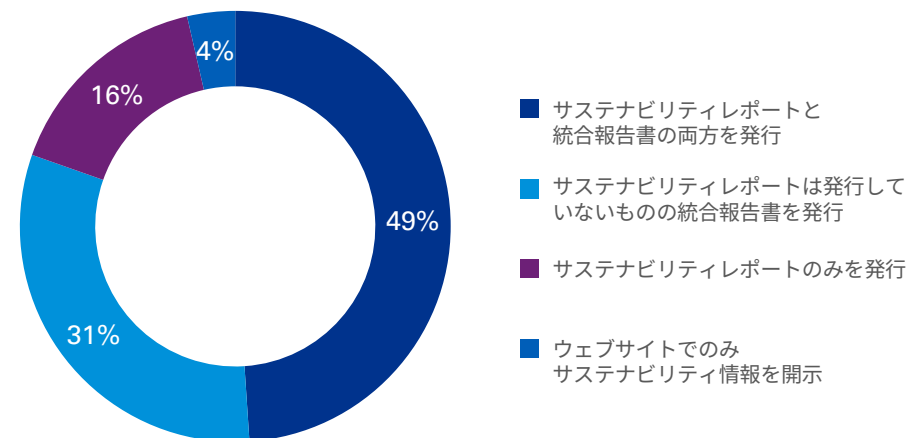
図1 サステナビリティ情報を開示している企業



## 2-2 サステナビリティ情報の開示方法

サステナビリティレポートと統合報告書の両方を発行している企業は49%、サステナビリティレポートは発行していないものの統合報告書を発行している企業は31%、ウェブサイトでのみサステナビリティ情報を開示している企業は4%であった（図2）。統合報告書ではサステナビリティ情報の概要のみを掲載し、より詳細な情報はサステナビリティレポートやウェブサイトが開示している企業が多い。

図2 サステナビリティ報告の開示方法



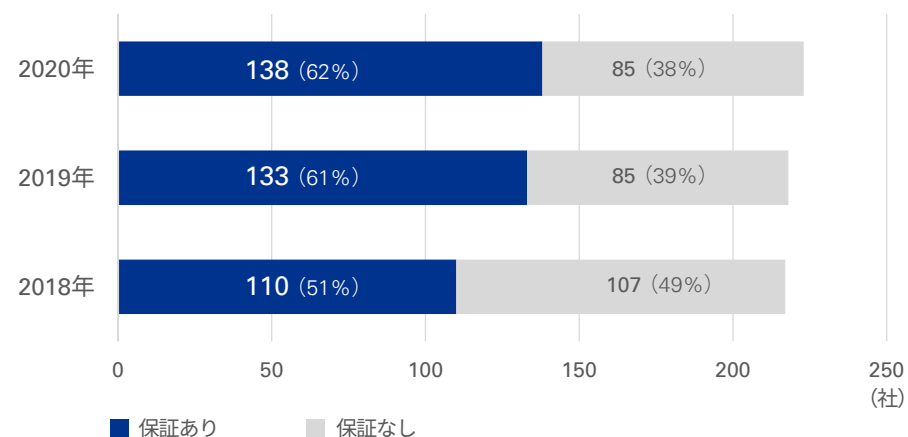




## 2-3 第三者保証

サステナビリティ情報の第三者保証は、企業が開示する環境パフォーマンスや社会パフォーマンスについての情報に信頼性を付与することを目的として実施される。近年、サステナビリティ情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加している。2020年にサステナビリティ情報に対して第三者保証を受けた企業は138社（62%）となり、前年から5社（1ポイント）の増加となった（図3）。

図3 第三者保証を受けている企業



業種別では、商社はすべての企業が、医薬品（89%）と小売業（86%）、不動産（80%）については80%以上の企業が第三者保証を受けているのに対して、サービス（33%）と鉄道・バス（13%）では第三者保証を受けている企業の割合は40%以下にとどまっている（表2）。

表2 サステナビリティ報告の開示方法

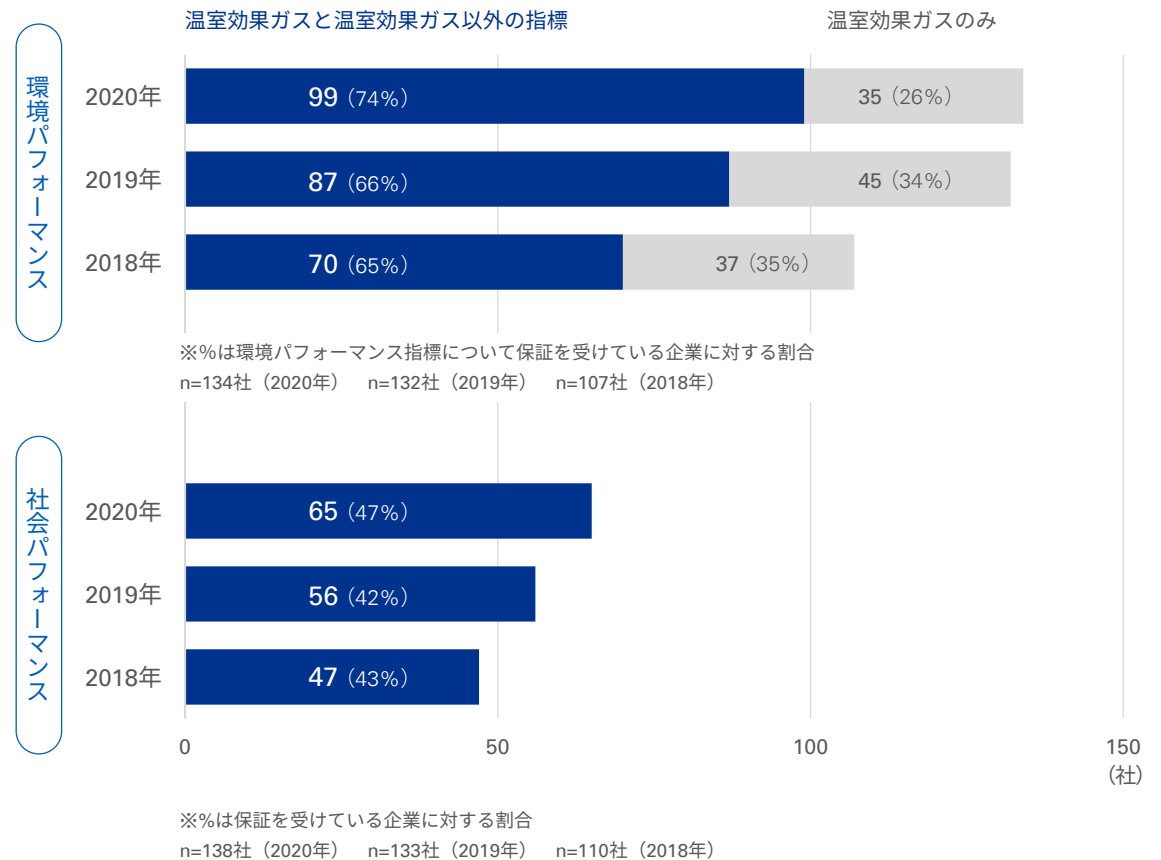
業種	会社数	保証あり	保証なし	割合
商社	7	7	0	100%
医薬品	9	8	1	89%
小売業	7	6	1	86%
不動産	5	4	1	80%
鉄鋼	4	3	1	75%
食品	11	8	3	73%
電力・石油・ガス	7	5	2	71%
化学	17	12	5	71%
その他	20	14	6	70%
機械	15	10	5	67%
建設	9	6	3	67%
通信	6	4	2	67%
電気機器	28	17	11	61%
精密機器	5	3	2	60%
非鉄・金属	11	6	5	55%
繊維	4	2	2	50%
窯業	8	4	4	50%
自動車	10	5	5	50%
銀行・証券・保険・その他金融	20	9	11	45%
サービス	12	4	8	33%
鉄道・バス	8	1	7	13%
総計	223	138	85	62%





環境パフォーマンス指標について保証を受けている企業の26%は、温室効果ガス排出量のみを対象としている（図4）。前年から減少してはいるものの、情報利用者が関心を持つ環境パフォーマンス指標は温室効果ガス排出量だけであるとは限らないことを考慮すれば、温室効果ガス排出量以外の重要な環境パフォーマンス指標に対しても保証を受ける企業が増加することが期待される。また、社会パフォーマンス指標に対して保証を受ける企業は、環境パフォーマンス指標と比べて多いとは言えないものの、毎年少しずつ増加している。

図4 環境・社会パフォーマンス指標に対する保証

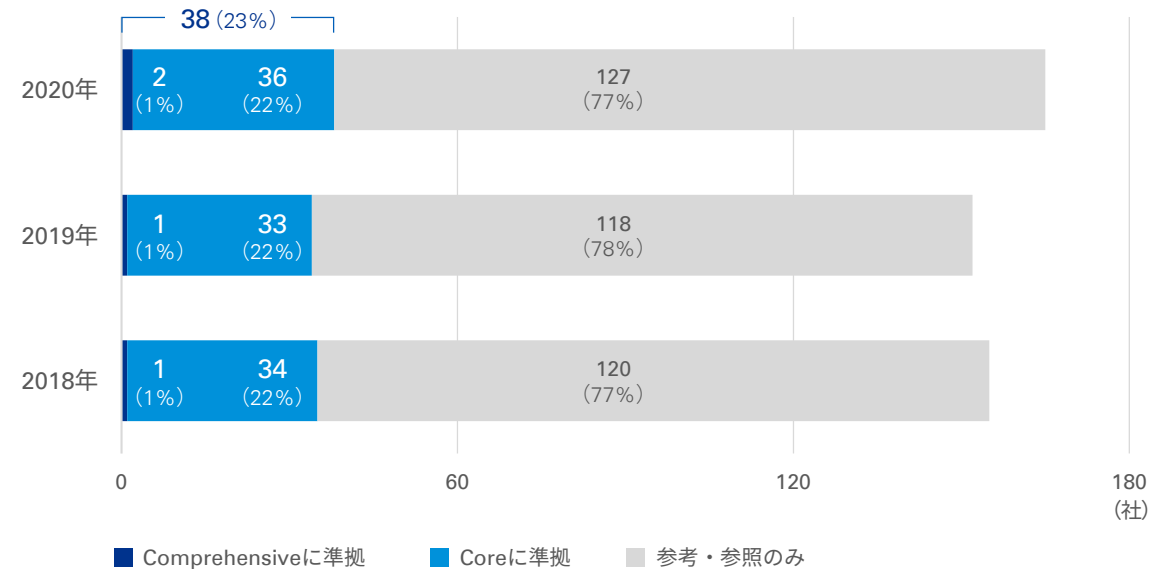




## 2-4 報告基準の利用

報告基準としてはGRIスタンダードが広く利用されている。GRIスタンダードを利用している企業は165社あり、そのうちComprehensiveの水準で準拠している企業は前年から1社増加して2社、Coreの水準での準拠を宣言している企業は前年から3社増加して36社となった（図5）。サステナビリティ報告においてGRIスタンダードを参考にしていない企業は多いが、ComprehensiveまたはCoreの水準で準拠していると説明している企業は少数（23%）にとどまっている。

図5 GRIスタンダードへの準拠を宣言している企業



※%はGRIスタンダードを利用している企業に対する割合  
 n=165社（2020年） n=152社（2019年） n=155社（2018年）



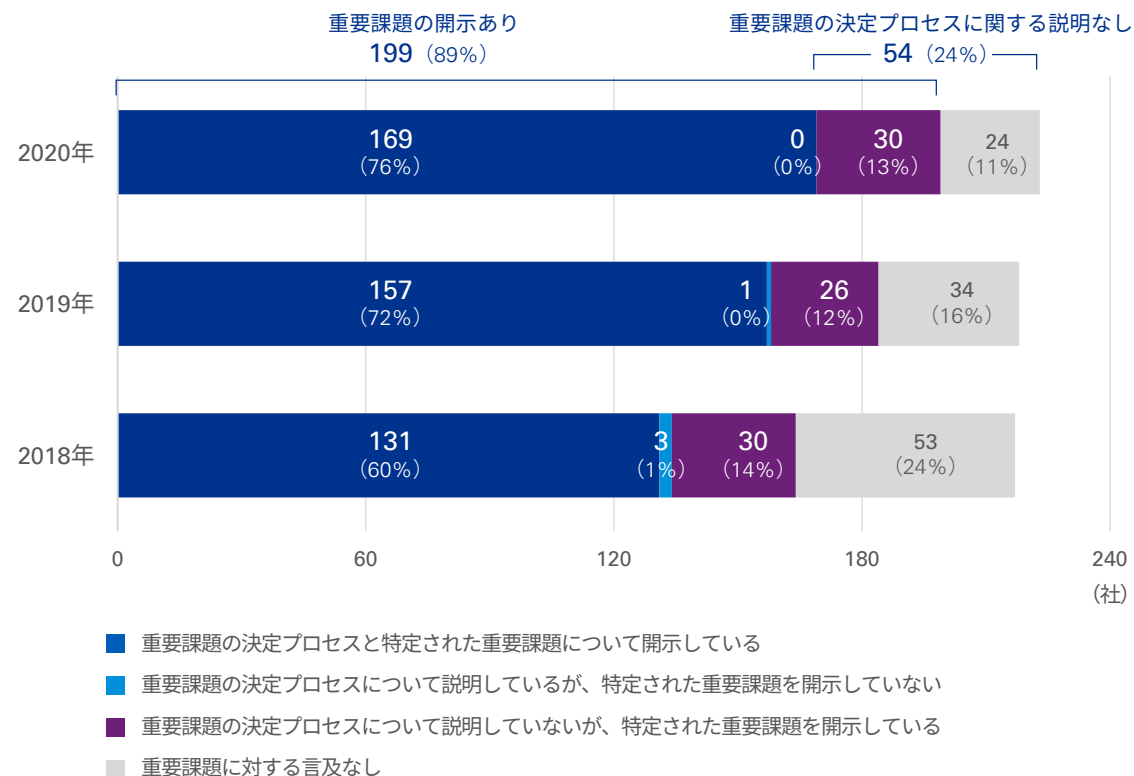


## 2-5 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

サステナビリティに関連する課題は多岐にわたるが、個々の企業にとってすべての課題が等しく重要であるわけではない。サステナビリティ情報の利用者は、将来的な企業価値や社会に大きなインパクトを及ぼす可能性のある重要な課題に関する情報を得たいと考えており、そのような重要な課題にフォーカスされた情報開示を企業に期待している。したがって、企業自らがどのようにサステナビリティ課題の重要性を検討し、結果としてどのような課題を重要なサステナビリティ課題として特定したかという情報は、情報利用者のニーズにかなうものである。

重要課題の決定プロセスと特定された重要課題について開示している企業は前年の157社から169社に増加した(図6)。また、重要課題の決定プロセスに関する説明がなかった54社のうち30社は、特定された重要課題を開示しており、2020年は合計で199社(89%)が重要課題を開示している。

図6 重要課題の決定プロセスの説明の有無と重要課題の開示





## | 3 |

## 個別報告項目



気候変動、水資源、人権など、自らの操業やサプライチェーンで生じるインパクトへの対応が求められる領域が拡大している。本調査ではこうした個別課題に関する開示の傾向を分析した。







### 3-1 温室効果ガス排出量に関する開示

温室効果ガス排出量の削減目標を開示している企業は、前年の177社から190社（85%）に増加した（図7）。化学、自動車、医薬品、電力・石油・ガス、商社、精密機器、不動産、繊維の8業種では、すべての企業が温室効果ガス排出量の削減目標を開示しているのに対して、サービス（50%）や鉄道・バス（50%）では削減目標を開示している企業の割合が低い。銀行・証券・保険・その他金融では、削減目標を開示する企業が前年の9社（47%）から14社（70%）へと大幅に増加した（図8）。

図7 温室効果ガス排出量削減目標の開示

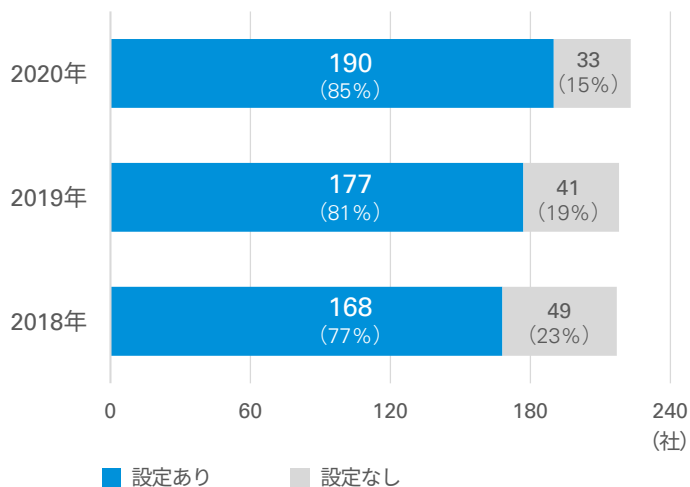
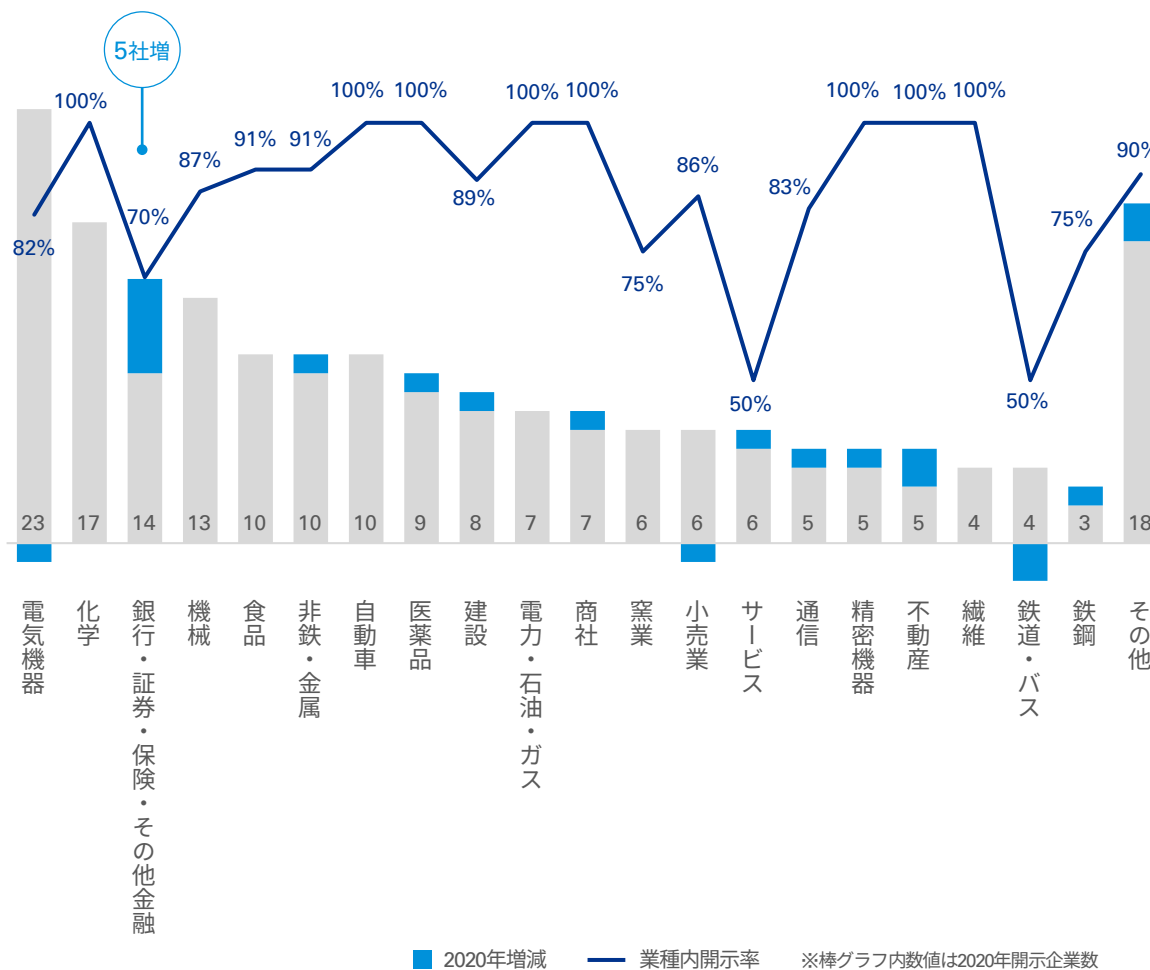


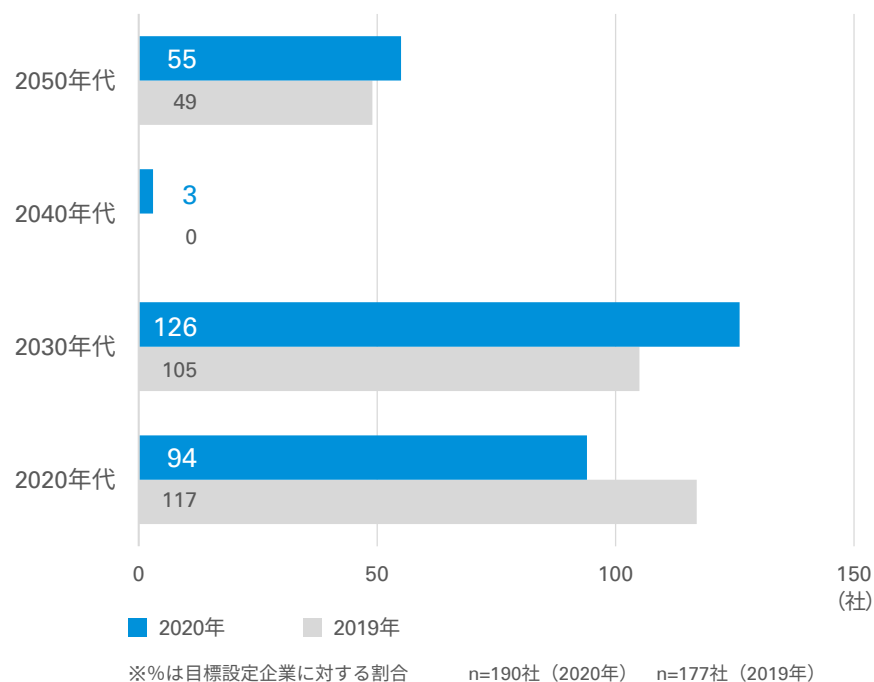
図8 温室効果ガス排出量削減目標の業種別開示状況





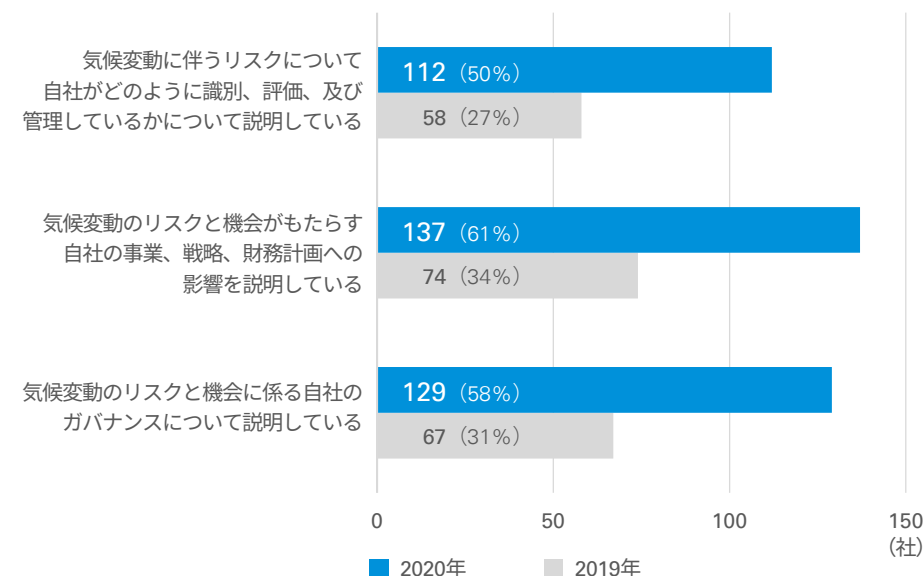
温室効果ガス削減目標年を2030年代に設定している企業は126社である（図9）。2040年代を目標年に設定している企業は僅かであり、2050年代を目標年に設定している企業が55社であった。中長期的な温室効果ガス排出量の削減目標を設定する企業が増えている傾向が示されているが、2020年10月に公表された日本政府の「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」という方針を受け、日本政府の方針と整合した長期的な削減目標を設定し、公表する日本企業は今後ますます増加すると考えられる。

図9 温室効果ガス排出量の目標年



また、TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 提言が推奨する開示項目に従い、気候変動リスクに関する情報を開示する企業が増加している。気候変動に伴うリスクをどのように識別、評価、管理しているかについて説明している企業は112社（50%）、気候変動のリスクと機会がもたらす自社の事業、戦略、財務計画への影響を説明している企業は137社（61%）、気候変動のリスクと機会に係る自社のガバナンスについて説明している企業は129社（58%）であり、いずれも前年より大幅に増加した（図10）。また、TCFD提言が推奨する「2°Cシナリオなどのさまざまなシナリオ下の影響」を開示している企業は96社（43%）であった。今後、コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴い、TCFD提言に沿った気候変動リスク情報の開示がますます促されると予想されることから、TCFD提言に沿った情報開示を行う企業はさらに増加すると考えられる。

図10 TCFD提言が推奨する開示項目についての開示





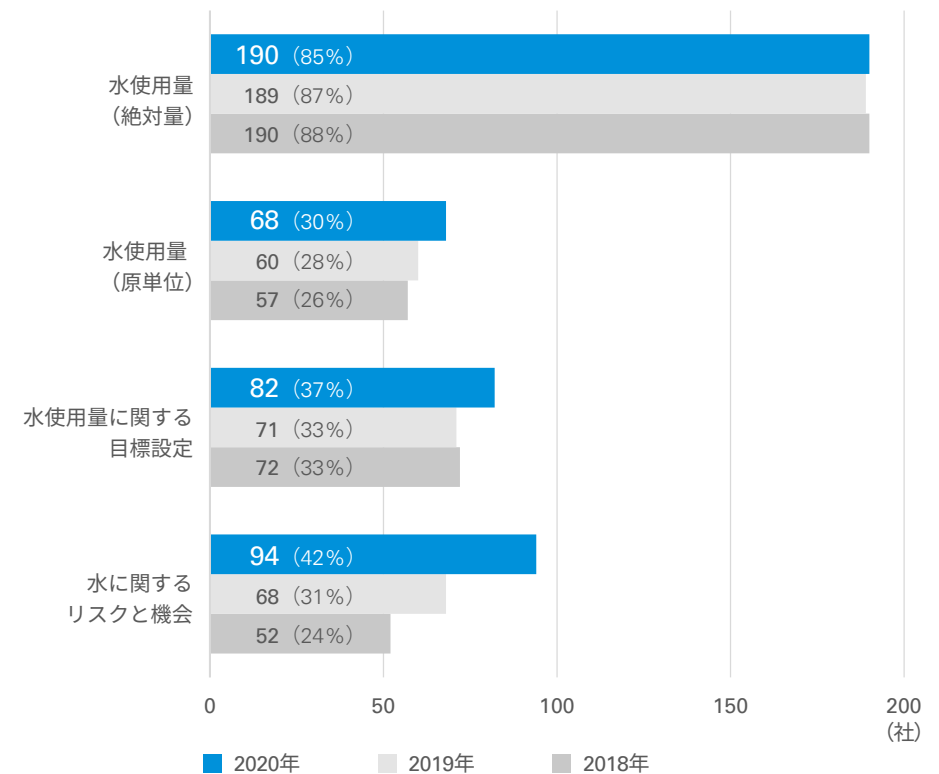


### 3-2 水資源に関する開示

人類が利用可能な水資源の量には限りがある一方で、水に対する需要は増加している。人口増加や農産物の生産増に起因する淡水需要の増加を受け、世界の多くの地域において水ストレスは今後ますます深刻になると予想されている。これは、特に海外に生産拠点を有していたり、輸入原材料に依存している日本企業にとってはリスクである。このような水リスクを認識した投資家は、企業がどのような水リスクにさらされており、水リスクに対してどのような対応戦略を持っているかについて知りたいと考えている。

水使用量（絶対量）を開示している企業は190社（85%）であり、過去3年間ではほぼ変化はない（図11）。一方、水使用量に関する目標設定を行っている企業は82社（37%）で、前年より11社増加した。水使用量などの定量的な情報に比べて開示している企業はまだ少ないものの、水に関するリスクと機会についての情報を開示している企業は前年より26社増えて94社（42%）となった。

図11 水資源に関する開示



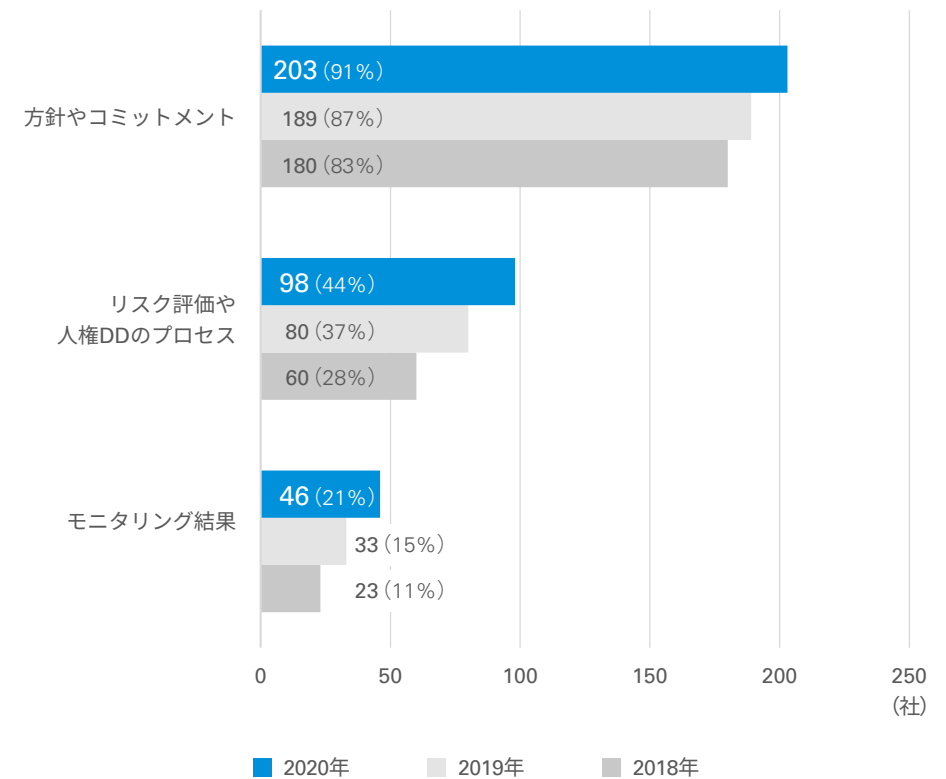


### 3-3 人権に関する開示

自社の操業における人権の尊重や保護に関する基本的な方針やコミットメントを表明している企業は203社（91%）と前年から14社増加した。企業の人権尊重の実務的対応の推進においては2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が影響を与えており、2020年の調査では「ビジネスと人権に関する指導原則」に言及している企業は104社（47%）であった。また、人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業、人権に関するモニタリング結果を開示している企業は、それぞれ98社（44%）と46社（21%）に増加した（図12）。投資家をはじめ企業を取り巻くステークホルダーからの人権に関する要求への高まりに呼応して、人権に関する取組みと開示を行う企業が増加しているものと考えられる。

指導原則は、人権を尊重する企業の責任を「コミットメント」「デューデリジェンス」「是正／救済」という3つの要素に区分した上で各要素の網羅的対応を求めており、日本企業には、今後、これらへの対応をより一層充実させることが期待される。

図12 人権に関する開示内容（自社）



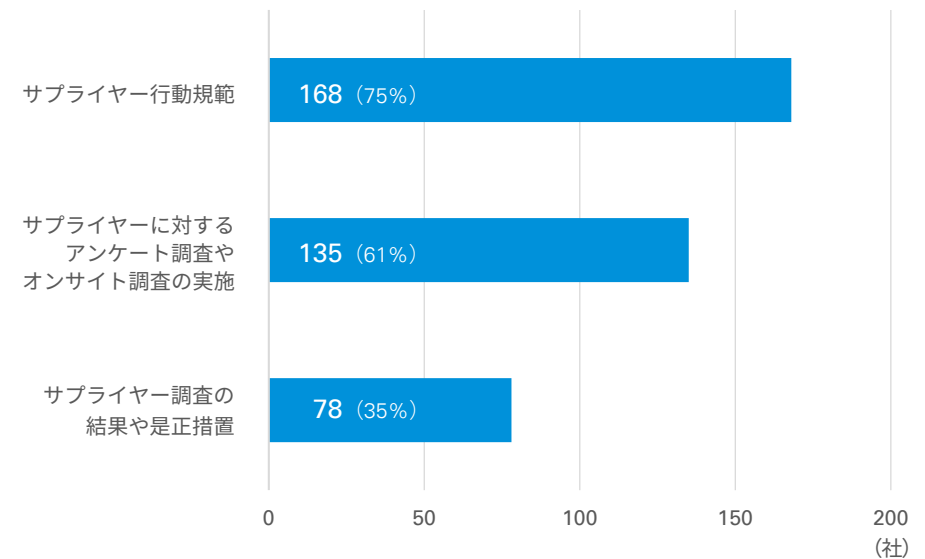


### 3-4 サプライヤー評価

企業には、自社の直接の操業において人権、労働安全衛生、環境といった問題が生じていないだけでなく、サプライチェーンにおいてそのような問題が生じていないかについても監視することが次第に求められるようになってきている。日本企業の間でも、サプライチェーンにおける人権、労働安全衛生、環境などに関連するリスクを把握し、管理するために、サプライヤー行動規範を策定し、サプライヤーに伝達し、定期的に順守状況を監視する企業が増加している。

これは、サプライヤー行動規範を開示している企業が75%（168社）、サプライヤーに対するアンケート調査やオンサイト調査を実施している企業が61%（135社）に達していることにも表れている（図13）。一方で、サプライヤー調査の結果や是正措置について説明している企業は35%（78社）にとどまっている。

図13 サプライヤー評価に関する開示状況







### 3-5 ダイバーシティに関する方針

産業の競争力を維持・強化していく上では、多様な人材の活用が欠かせない。特に、日本企業においては管理職や役員などの指導的地位への登用を含め、女性とその能力を最大限に発揮することが期待されている。2015年6月に東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コードでは、「女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保」（原則2-4）が盛り込まれ、社内における多様性の確保の推進が上場企業に求められることとなった。2018年6月の同コードの改訂では、「取締役会は、（中略）ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである」（原則4-11）とされた。さらに、2021年4月に公表されたコーポレートガバナンス・コード改訂案では、取締役の多様性の例示として、ジェンダーや国際性のほかに「職歴、年齢」が追加されたほか、多様性確保に向けた具体的な社内環境整備や人材育成の方針とその実施状況の開示も求められており、企業はこれらへの対応を検討することが求められる。

203社（91%）はダイバーシティに関する方針を開示している。方針のなかで半数以上の企業が明記している要素としては、性別（96%）、障がい者（85%）、国籍（81%）、年齢（63%）、LGBT等への配慮（59%）が挙げられる（図14）。

従業員の男女比率を開示する企業は、年々増えている。2020年に管理職の男女比率（あるいは女性比率）を開示している企業は201社（90%）であり、従業員と新入社員の男女比率を開示している企業はそれぞれ194社（87%）と154社（69%）であった（図15）。

図14 ダイバーシティに関する方針に含まれる要素

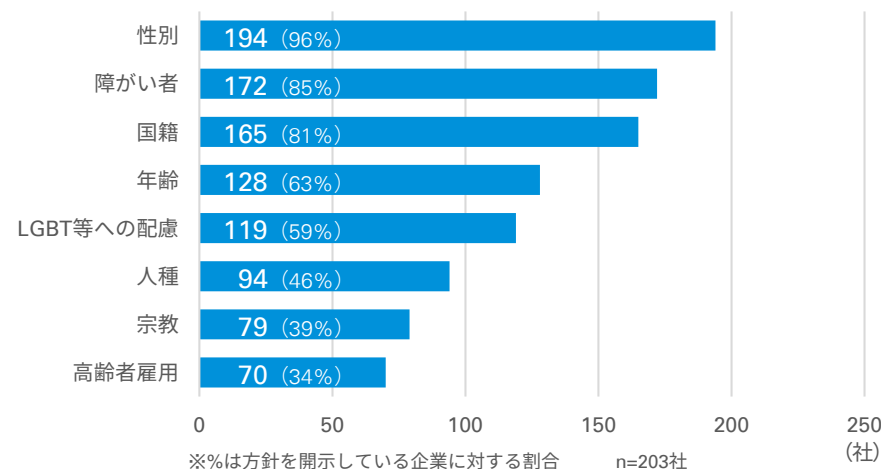
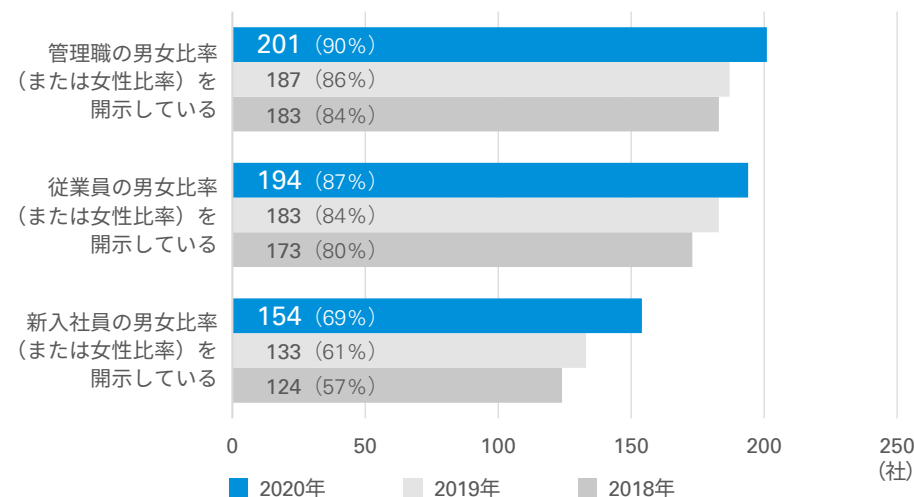


図15 管理職・従業員・新入社員の男女比率（または女性比率）に関する開示

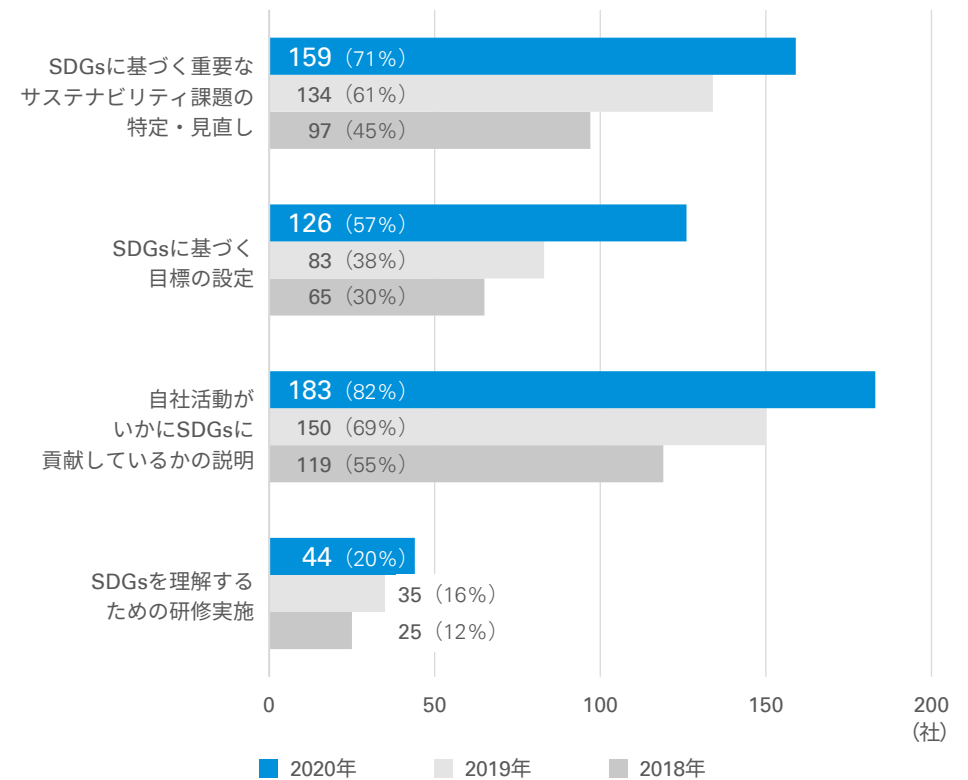




### 3-6 SDGsに関する開示

2015年に国連で採択されたSustainable Development Goals (SDGs) は、17の分野別の目標と169のターゲットによって構成されており、企業は、目標を達成する上での重要なパートナーと位置付けられている。企業のSDGsに関する開示は年々増加傾向にあり、自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は150社(69%)から183社(82%)に、SDGsに基づいた重点課題の特定や見直しを行っている企業は134社(61%)から159社(71%)に増加している(図16)。また、SDGsに基づく目標設定を行っている企業は83社(38%)から126社(57%)へと大きく増加し、半数以上の企業がSDGsに基づいて目標を設定し、取組みを推進している。

図16 SDGsへの取組みに関する開示





## | 4 |

## おわりに



日経225の構成銘柄となっている日本企業225社のうち223社(99%)がサステナビリティ報告を行っており、サステナビリティ情報を開示することは企業慣行として定着したことがわかる。サステナビリティ情報に対して第三者保証を受けている企業は138社(62%)と、報告企業の6割を超えており、サステナビリティ情報に対する第三者保証も着実な広がりを見せている。

さらに、近年の気候変動への関心の高まりを受けて、温室効果ガス排出量の削減目標の開示や、TCFD提言に沿って気候変動に伴うリスクの情報開示を行っている企業が増加している。

このように、日本企業のサステナビリティ報告には着実な進展が見られるものの、今後、サステナビリティ報告に求められる水準が高まることが予想されるなか、次の課題について検討しておくことが重要であると考えます。







### 課題 1 報告基準への対応

報告基準として広く用いられているGRIスタンダードへの準拠を明確に宣言している企業は前年の34社から38社に増加したが、大多数はGRIスタンダードへの準拠を明確にしないままGRIスタンダードを利用している。現在、グローバルに統一されたサステナビリティ報告基準の設定に対する要望の高まりを受け、IFRS財団が国際サステナビリティ基準審議会の設立を検討している動きもあり、将来的にサステナビリティ報告のための基準がどのような姿になるか予測することは難しい。しかし、どのような姿になるとしても、報告のための基準は収斂し、企業はそのグローバルな基準に準拠した形でサステナビリティ報告を行うことが求められるようになることは間違いない。「つまみ食い」的な報告は認められず、信頼に足るサステナビリティ情報を作成するため、より堅固な内部統制を整備することも求められるであろう。企業はそのための準備を少しずつ始めておくことが賢明である。

### 課題 2 サステナビリティ情報の保証の範囲

開示するサステナビリティ情報に対して第三者保証を受けている138社のうち134社は環境パフォーマンス指標について第三者保証を受けているが、そのうち4分の1以上の企業は温室効果ガス排出量のみを保証対象としている。情報利用者が関心を持つ企業の環境パフォーマンスは温室効果ガス排出量だけであるとは限らないことを考慮すれば、温室効果ガス排出量以外の重要な環境パフォーマンス指標に対しても保証を受ける企業が増加することが期待される。また、社会パフォーマンス指標に対して第三者保証を受けている企業も限定的であり、かつ、休業災害度数率などの限られた指標のみを保証の対象としている企業が少なくない。情報利用者の期待に応えるためには、幅広い社会パフォーマンス指標に対しても保証を受けることが期待される。

さらに、今後は定量的な実績値だけでなく、企業が賛同する原則やフレームワークに従って実施した取組みについての定性的な記述情報に対して保証を受けることが要請されることも増えてくると予想される。企業は、関連する動向について注視する必要がある。

### 課題 3 気候変動に関する情報開示

TCFD提言が推奨する開示項目に従って気候変動リスクに関する情報を開示する企業は増加しており、4割以上の企業は「2°Cシナリオなどのさまざまなシナリオ下の影響」を開示している。今後、コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴い、TCFD提言に沿った気候変動リスク情報の開示がますます促されると予想されることから、TCFD提言に沿った情報開示を行う企業はさらに増加すると考えられる。開示情報の質を一定の水準にまで高めるためには数年かかることを念頭におきながら、段階的に取組みや開示を行っていくことが期待される。

### 課題 4 サプライヤー評価に関する情報開示

サプライチェーンにおける人権、労働安全衛生、環境などに関連するリスクを把握し、管理するために、サプライヤー行動規範を策定し、サプライヤーに伝達し、定期的に順守状況を監視する企業は増加しているが、サプライヤー調査の結果や是正措置について説明している企業は少数である。情報利用者は、サプライヤー評価の取組みの有無にとどまらず、発見された課題や問題に対し必要な是正措置が取られているのかどうかにも注目している。企業には、サプライヤー評価の取組み内容に加え、その結果についての情報開示を拡充することが期待される。

# Contact us

## 東京オフィス



代表取締役

**足立 純一**

E: junichi.adachi@jp.kpmg.com



代表取締役

**斎藤 和彦**

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com



パートナー

**齋尾 浩一郎**

E: koichiro.saio@jp.kpmg.com



パートナー

**猿田 晃也**

E: teruya.saruta@jp.kpmg.com

## 大阪オフィス



取締役

**松尾 幸喜**

E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

## KPMGあずさサステナビリティ株式会社

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

TEL : 03-3548-5303

〒541-0048

大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

銀泉備後町ビル

TEL : 06-7731-1304

## 会社概要



[home.kpmg/jp/sus](https://home.kpmg/jp/sus)

## サービスの詳細



[home.kpmg/jp/sustainability](https://home.kpmg/jp/sustainability)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 21-5042

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.